

7 私立幼稚園（子ども・子育て支援新制度未移行園）・国立幼稚園

平成27年度に始まった子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園、国立大学附属幼稚園についての無償化の内容は以下のとおりとなります。子ども・子育て支援新制度に移行済の幼稚園とは無償化の内容が異なりますのでご注意ください。なお、宇治市の私立幼稚園は全て新制度未移行幼稚園です。

		保育を必要としない 満3～5歳児	保育を必要とする 3～5歳児	保育を必要とする 満3歳児
要件		なし	保育が必要な事由に該当	市民税非課税世帯 かつ 保育が必要な事由に該当
必要な認定		施設等利用給付認定(1号)	施設等利用給付認定(2号)	施設等利用給付認定(3号)
保育料 (教育標準時間)		月額25,700円を上限として無償化 (国立幼稚園は月額8,700円を上限として無償化)		市民税非課税世帯のみ 月額25,700円を上限として無償化 (国立幼稚園は月額8,700円を上限として無償化)
預かり保育料 (教育標準時間外)		無償化対象外	①月の利用日数×450円(月額上限11,300円) ②月の預かり保育料 ①・②のうち金額の低い方まで無償化	市民税非課税世帯のみ ①月の利用日数×450円(月額上限16,300円) ②月の預かり保育料 ①・②のうち金額の低い方まで無償化
給食費	無償化前 (令和元年9月30日まで)	主食費・副食費とも幼稚園に支払い		
	無償化後 (令和元年10月1日から)	主食費・副食費とも幼稚園に支払い 但し、下記3(1)の対象者は副食費に係る実費徴収の補足給付を行う予定		
無償化のための手続き		居住市町村への施設等利用給付認定の申請が必要		

※実費として徴収されている費用(個人の所有物となる日用品や文房具の購入費用、幼稚園が主催する行事の参加費など)については無償化の対象外です。

1 保育料について

全員の教育標準時間の保育料が(2)支給上限額までの範囲で無償化されます。

(1) 対象経費

保育料・入園料(※)

※入園料については、支払われた年度の幼稚園在籍月数(4月入園であれば12か月)で除して得た額を月額保育料に加算します。

※保育料や入園料に以下の実費徴収費用が含まれている場合、その費用部分は無償化の対象外です。

①日用品・制服代 ②行事費 ③給食費 ④通園送迎費 ⑤保護者会・PTA会費

(2) 支給上限額

月額25,700円(国立大学附属幼稚園の場合は月額8,700円)

上記の支給上限額と月の保育料(入園料月額相当分を含む)を比較して、低い方の金額を支給

(3) 支給方法

現物給付(市から幼稚園への直接支払い)を予定していますが、詳細については調整中です。

2 預かり保育料について

(1) 無償化の対象者

3～5歳児 保育が必要な事由に該当する方

満3歳児 市民税非課税世帯かつ保育が必要な事由に該当する方

(2) 対象経費

預かり保育の利用料

(3) 支給上限額

3～5歳児 月の利用日数×450円（月額上限11,300円）・・・①

満3歳児 月の利用日数×450円（月額上限16,300円）・・・①'

支給上限額①（①'）と月の預かり保育利用料を比較して、低い方の金額を支給

(4) 支給方法

保護者の申請に基づく償還払いを予定していますが、詳細については調整中です。

(5) 認可外保育施設等（※）

通われている幼稚園が以下のいずれかの要件に当てはまる場合、預かり保育の月額上限（3～5歳児は11,300円、満3歳児は16,300円）から預かり保育の無償化の支給額を差し引いた額を上限として、併用する認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となります。

① 通常の教育期間（夏休み等の長期休業期間以外の期間）における平日の教育標準時間と預かり保育の合計時間数が8時間未満

② 預かり保育実施日を含む年間開園日数が200日未満

※認可外保育施設等とは、認可外保育施設（企業主導型保育を除く）の他、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センターを指します。

3 副食費に係る実費徴収の補足給付事業について

現在、実費徴収の補足給付事業の実施に向けて調整中です。実施内容については以下のとおりで予定しています。

(1) 対象者（次のいずれかの条件に該当するもの）

○年収360万円未満相当世帯（市民税所得割額の世帯合計77,101円未満の世帯）

○小学校、幼稚園、保育所等に通う小学生3年生以下の子どもが同一の世帯に3人以上いる世帯の第3子以降

(2) 対象経費

給食費の内、**副食費**

(3) 支給上限額

月の給食提供回数×日額単価（月額上限4,500円）

上記の支給上限額と月の副食費を比較して、低い方の金額を支給

(4) 支給方法

保護者の申請に基づく償還払いを予定していますが、詳細については調整中です。

4 無償化のための手続きについて

保育料等の無償化を受けるためには、「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

宇治市にお住まいの方は、宇治市のHPから認定申請書を印刷するか各施設で認定申請書を受け取っていただき、各施設を通じて必要書類を宇治市に提出してください。（宇治市外にお住まいの方は、居住市町村に手続きの確認をお願いします。）

【子育てのための施設等利用給付申請に関する必要書類】

＜保育料（教育標準時間）の無償化のみを受ける場合＞

- ① 子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書（1号）

＜保育料（教育標準時間）＋預かり保育利用料の両方の無償化を受ける場合＞

- ① 子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書（2号・3号）
 ② 保育が必要な事由を証明する以下の添付書類

保育を必要とする事由		添付書類
就労	被雇用者の場合	在職証明書・採用予定証明書・耕作証明書・内職証明書 など
	自営業者の場合	自営業申立書及び事業を証明する書類（確定申告書、開業届・事業開始届、契約書等の写し等）
妊娠・出産		母子健康手帳の写し（表紙及び分娩予定日記載のページ）
疾病・障がい		障害者手帳の写し、診断書 など
災害・復旧		罹災証明書
介護・看護		介護・看護の内容を記載した申立書及び障がい手帳の写し、診断書 など
求職活動		就労誓約書又は雇用保険受給者証の写し
就学		在学証明書及び時間割表